

改正 平成26年8月26日 原規規発第1408263号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド（原管P発第1306197号）の一部を次のように改正する。

平成26年8月26日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイドの一部改正について

実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイドを別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は平成26年8月26日から施行する。

改正前	改正後
<p data-bbox="498 302 1145 380">实用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド</p> <p data-bbox="649 436 991 514">平成25年6月19日 平成25年12月6日改正</p> <p data-bbox="688 615 952 651">原子力規制委員会</p> <p data-bbox="210 747 1427 919">核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の32第4項及び实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。)第113条に基づく運転期間延長認可申請書の記載内容について、以下のとおり示す。</p> <p data-bbox="210 930 1403 1008">本規程において使用する用語は、原子炉等規制法及び実用炉規則において使用する用語の例による。</p> <p data-bbox="210 1018 1433 1142">なお、運転期間延長認可申請書の記載に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、実用炉規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、実用炉規則に適合するものと判断するものである。</p> <p data-bbox="210 1245 305 1281">(新設)</p> <p data-bbox="210 1738 890 1774">1. 運転期間延長認可申請書に係る記載について</p> <p data-bbox="210 1785 1243 1862">1.1 実用炉規則第113条第1項第4号の「延長しようとする期間」について (略)</p>	<p data-bbox="1774 302 2421 380">实用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド</p> <p data-bbox="1926 436 2267 560">平成25年6月19日 平成25年12月6日改正 <u>平成26年8月26日改正</u></p> <p data-bbox="1964 615 2228 651">原子力規制委員会</p> <p data-bbox="1489 747 2706 919">核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の32第4項及び实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。)第113条に基づく運転期間延長認可申請書の記載内容について、以下のとおり示す。</p> <p data-bbox="1489 930 2683 1008">本規程において使用する用語は、原子炉等規制法及び実用炉規則において使用する用語の例による。</p> <p data-bbox="1489 1018 2712 1142">なお、運転期間延長認可申請書の記載に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、実用炉規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、実用炉規則に適合するものと判断するものである。</p> <p data-bbox="1489 1245 2175 1281">1. 運転期間延長認可申請書の提出期間について</p> <p data-bbox="1489 1291 2742 1686">1.1 実用炉規則第113条第1項の「当該期間の満了前一年以上一年三月以内に次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。」について (1)「当該期間の満了前一年以上一年三月以内」とは、<u>原子炉等規制法第43条の3の32第1項の「発電用原子炉を運転することができる期間」を満了した日から前に遡って計算するものとする。例えば、平成28年7月7日に運転期間を満了する発電用原子炉については、同期間が満了した日は平成28年7月8日となることから、申請書の提出期間は、平成27年4月8日から同年7月8日までとなる。なお、申請書の提出期間の末日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その翌日をもってその期間の末日とする。</u></p> <p data-bbox="1489 1738 2169 1774">2. 運転期間延長認可申請書に係る記載について</p> <p data-bbox="1489 1785 2525 1862">2.1 実用炉規則第113条第1項第4号の「延長しようとする期間」について (略)</p>

2. 運転期間延長認可申請書添付書類に係る記載について

2.1 実用炉規則第113条第2項第1号の「申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書類」について  
(略)

2.2 実用炉規則第113条第2項第2号の「延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類」について

(1)「延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価」(以下「劣化状況評価」という。)の記載内容について評価の対象とする機器・構造物及び評価手法は、実用炉規則第82条第2項に規定する運転開始後40年を迎える発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての経年劣化に関する技術的な評価におけるものと同様とする。特に運転期間延長認可申請に伴うものとして評価を行い、その結果の記載が求められる事項は次のとおり。

- ①上記2.1の特別点検の結果を踏まえた劣化状況評価。
- ②～④ (略)

(2)記載事項については、次のとおりとする。ただし、劣化状況評価の対象となる機器・構造物のうち、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査方針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)において定義されるクラス3の機能を有するものであって、高温・高圧の環境下にある機器以外のものについては、下記2.3の「延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針」の策定の対象としたものを除き、⑧から⑱までの事項の記載を要しないものとする。

- ①～⑤ (略)
- ⑥上記2.1の特別点検結果
- ⑦～⑱ (略)

2.3 実用炉規則第113条第2項第3号の「延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針を記載した書類」について

(1)「延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針」(以下「保守管理に関する方針」という。)の策定に係る手法は、実用炉規則第82条第2項に規定する運転開始後40年を迎える発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針の策定と同様とする。特に運転期間延長認可申請に伴い策定するものとして記載が求められる事項は次のとおり。

- ①上記2.2の劣化状況評価を踏まえた保守管理に関する方針。
- ② (略)

3. 運転期間延長認可申請書添付書類に係る記載について

3.1 実用炉規則第113条第2項第1号の「申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書類」について  
(略)

3.2 実用炉規則第113条第2項第2号の「延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類」について

(1)「延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価」(以下「劣化状況評価」という。)の記載内容について評価の対象とする機器・構造物及び評価手法は、実用炉規則第82条第2項に規定する運転開始後40年を迎える発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての経年劣化に関する技術的な評価におけるものと同様とする。特に運転期間延長認可申請に伴うものとして評価を行い、その結果の記載が求められる事項は次のとおり。

- ①上記3.1の特別点検の結果を踏まえた劣化状況評価。
- ②～④ (略)

(2)記載事項については、次のとおりとする。ただし、劣化状況評価の対象となる機器・構造物のうち、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査方針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)において定義されるクラス3の機能を有するものであって、高温・高圧の環境下にある機器以外のものについては、下記3.3の「延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針」の策定の対象としたものを除き、⑧から⑱までの事項の記載を要しないものとする。

- ①～⑤ (略)
- ⑥上記3.1の特別点検結果
- ⑦～⑱ (略)

3.3 実用炉規則第113条第2項第3号の「延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針を記載した書類」について

(1)「延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針」(以下「保守管理に関する方針」という。)の策定に係る手法は、実用炉規則第82条第2項に規定する運転開始後40年を迎える発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針の策定と同様とする。特に運転期間延長認可申請に伴い策定するものとして記載が求められる事項は次のとおり。

- ①上記3.2の劣化状況評価を踏まえた保守管理に関する方針。
- ② (略)

(略)

別紙

(略)

別紙